

第12回入善町農業委員会議事録

平成30年7月3日午後1時30分から第12回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮	10番 鍋嶋 太郎
12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊
16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均	

欠席委員 3名

6番 塚田 周一	9番 米山 義隆	11番 上島 幸夫
----------	----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会 係長	島尻 淳子
入善町農業委員会 主事	道下 玲也
入善町農業委員会 主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第42号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明交付の件について
日程第4	議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第44号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第45号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第46号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。先般、農業会議から全国農業新聞の購読の依頼がありましたので、農業委員さんの購読をよろしく願いいたします。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第12回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。7番城崎委員と8番松原委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第42号、農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明交付の件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第42号、農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明書交付の件について、このたび、農地の競売に参加するために、農地法第3条の規定による買受適格者であることの証明願の申請が提出されましたので、その審議を求めます。

本案件につきましては、農地の競売に参加する者が農地法上買い手として適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものであります。この適格証明書の交付を受けることで初めて競売に参加することができます。

買い手として適格であるかの判断につきましては、通常の農地法第3条の許可基準と同様の判断をするものとなっております。

また、適格証明書の交付を受けたものが落札した場合には、改めて農地法第3条の許可申請書を提出していただきます。この内容が買受適格証明書の交付時と同一内容であると認められれば、農業委員会総会での許可を受けることなく速やかに許可書を交付することとなっております。

したがって、本案件は買受適格証明書の交付について、落札後の農地法第3条の許可について、併せて審議していただくものとなります。

今回は、4件の証明願があります。4件すべて青木地区となっておりますので農業委員の確認印はすべて高澤委員にいただいております。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇番〇〇外6筆の計7筆で、現況地目、台帳地目ともに全て田で、面積は合計5,593㎡です。

申請人は、入善町青木〇〇番地の〇〇です。

当該農地は、〇〇が以前より耕作していた農地であり、今回、当該農地が競売にかけられたので、入札に参加するため買受適格証明を申請するものです。

農地法第3条第2項第1号については、申請者が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具は一通り揃っていること、通作距離は0.5～2.0kmで、通作に支障はないと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における申請者は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというのですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、申請者の当該農地取得後の経営面積は376,176㎡であるため、要件を満たす

と考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は債権者が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号2番、農地の所在地は、青木〇〇番〇〇外2筆の計3筆で、現況地目、台帳地目ともに全て田で、面積は合計1,470㎡です。

申請人は、入善町青木〇〇番地の〇〇です。

当該農地は、〇〇が以前より耕作していた農地であり、今回、当該農地が競売にかけられたので、入札に参加するため買受適格証明を申請するものです。

農地法第3条第2項第1号については、申請者が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具は一通り揃っていること、通作距離は1.0~2.0kmで、通作に支障はないと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における申請者は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人のため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、申請者の当該農地取得後の経営面積は256,640㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は債権者が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号3番、農地の所在地は青木〇〇番で、現況地目、台帳地目ともに田で、面積は1,600㎡です。

申請人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。

当該農地は、申請者が以前より耕作していた農地であり、今回、当該農地が競売にかけられたので、入札に参加するため買受適格証明を申請するものです。

農地法第3条第2項第1号については、申請者が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具は一通り揃っていること、通作時間は徒歩5分で、通作に支障はないと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における申請者は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当

該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年350日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、申請者の当該農地取得後の経営面積は17,366㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は債権者が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

申請番号4番、農地の所在地は青木〇〇番〇〇外2筆の計3筆で、現況地目、台帳地目ともにすべて田で、面積は合計2,803㎡です。

申請人は、入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

青木〇〇番〇〇外1筆については、申請者の居住地である青木〇〇番地〇〇と隣接しているため、耕作するのに適した農地であり、また青木〇〇番〇〇については申請者が耕作権を持っており、今回、当該農地が競売にかけられたので、入札に参加するため買受適格証明を申請するものです。

農地法第3条第2項第1号については、申請者が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具は一通り揃っていること、通作時間は徒歩2～3分で、通作に支障はないと見込まれることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における申請者は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反分要件ですが、申請者の当該農地取得後の経営面積は8,426㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は債権者が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、4件です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

事務局の説明のとおり願出者全員が農業に従事しており何も問題はないと思い、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

なぜ、農地法3条の規定による許可申請と議案を分ける必要があったのかを教えてください。

事務局

所有者の〇〇さんは債務者であり、債権者である〇〇が申請農地を差し押さえている状況です。この農地の売買には、買受適格証明書が必要であるため、議案を分けています。

議長（鍋嶋 太郎）

その他何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第42号、農地法第3条の規定による買受適格証明願の証明書交付の件についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、米田委員が当事者となる議案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、審議終了まで退席願います。

（米田委員退席）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、日程第4、議案第43号の規定による意見進達についてを事務局から説明願います。

事務局

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は横山〇〇番の外3筆の計4筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は合計4,768㎡です。

譲渡人は公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さんです。富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の

特別控除という税制上の特例措置を受けることができます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は自動車で2分であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年300日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、350,153㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、山崎委員にいただいております。

以上、1件の申請です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

山崎委員

譲受人である〇〇さんは、申請農地の耕作者であるため問題はないと判断しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 43 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

(米田委員入場)

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第 5、議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 44 号、農地法第 5 条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、7 件の申請があります。

申請番号 1 番。申請地は入善町東五十里〇〇番〇〇の計 1 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 2,070㎡です。

譲渡人は、入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町東五十里〇〇番地の〇〇です。

転用目的は「資材置場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇は、町内で土木工事業を営んでいる会社です。申請者はここ近年業績をのばしており、また現在利用している資材置場では、事業規模から考えると必要な面積が不足しているため、本社及び会社倉庫に隣接している申請地を資材置場として利用する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積 2,070㎡と、鋼材等の資材置場、車両及び重機置場、工事に伴って発生した残土置場として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「資材置場敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は昭和 62 年 4 月 1 日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 2 番。申請地は入善町上野〇〇番〇〇の計 1 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は 23㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「水道組合給水施設敷地」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、〇〇の組合長を務めており、現在進められております 8 号バイパス拡幅工事に伴いまして、既存の給水施設が拡幅部分にかかり、移転を余儀なくされました。

施設につきましては、平成 30 年 2 月より稼働しており、移転建設をする際、農地法の知識がなかったため、転用許可なく、建設しており、今回は始末書をつけての申請となっております。

申請地は、23㎡と、給水施設として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地で

あると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「水道組合給水施設敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は昭和50年11月25日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番と4番は、関連がありますので、続けて説明いたします。

申請番号3番。申請地は入善町上野〇〇番〇〇外1筆の計2筆、1筆は、台帳地目、現況地目ともに畑、もう1筆は、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,002㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん外1名です。

転用目的は「貸自動車修理工場、駐車場及び看板設置敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

続きまして、受付番号4番。申請地は入善町上野〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は653㎡です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「貸自動車修理工場及び事務所敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さん外1名は、〇〇の元取締役で、先ほどの受付番号1番と同様、現在すすめられております8号バイパス拡幅工事に伴いまして、既存の修理工場等が拡幅部分にかかり、移転を余儀なくされました。

受付番号3番の申請地につきましては、貸自動車修理工場、駐車場及び看板を設置するための敷地であり、面積は1,002㎡と、必要な面積と認められます。

また、受付番号4番の申請地につきましては、貸自動車修理工場及び事務所を建設するために必要な面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「貸自動車修理工場、駐車場及び看板設置敷地」及び「貸自動車修理工場及び事務所敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は昭和50年11月25日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、受付番号3番と受付番号4番で、譲受人が異なるのは、既存敷地が〇〇さんと〇〇さんの共有名義になっている部分と〇〇さん個人名義のものがあるため、所得税対策として、移転先でも同様の敷地配分となっております。

申請番号5番。申請地は入善町東狐〇〇番〇〇の内計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は3,015㎡の内、494㎡です。

譲渡人は、入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は黒部市岡〇〇番地〇〇の〇〇さん外1名です。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請者の〇〇さん外1名は、現在黒部市にあるアパートに家族4人で生活しています。

子供の成長に伴い、手狭になってきたこと、また夫婦共働きのため、両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家近くの申請地を父から借り受けて、自己の住宅を建設する計画をたて今回の申請となりました。

申請地は、494㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、カーポート、庭等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は平成30年1月24日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号6番。申請地は入善町東狐〇〇番〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は446㎡です。

譲渡人は、富山市呉羽〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、町内にある借家に家族4人で生活しています。

子供の成長に伴い、手狭になってきたこと、また夫婦共働きのため、兄夫婦に子供の面倒を見てもらいたいことから、実家近くの申請地を譲り受けて、自己の住宅を建設する計画をたて今回の申請となりました。

申請地は、446㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、カーポート、物置等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は平成30年6月26日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号7番。申請地は入善町下飯野新〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は1,063㎡です。

譲渡人は、〇〇さん外3名で、譲受人は入善町下飯野新〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「駐車場等敷地」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在下飯野新地区自治会会長を務めておられます。今回、下飯野新地区自治会が地縁団体ではなく、法人格をもたないため、会長個人名での申請となっております。

現在、下飯野新地区公民館の利用者は、隣接地にある神社(下飯野新神社)の境内に車を駐車しています。また、同境内にはゴミステーションも設置されており、以前から神社より駐車場としての利用停止とゴミステーションの移動の要請があったことから、今回の申請となりました。

申請面積は1,063㎡ですが、自動車17台分の駐車場、ゴミステーション、通路及び参道として利用するための必要最小限の面積です。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場等敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められないもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は平成30年6月26日に農業振興地域から除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

五十里委員

申請番号1番ですが、事務局の説明のとおりであり、現在資材を置くスペースがなく手狭なため、必要な面積だと判断し、確認印を押しました。

中島委員

申請番号2番は、拡幅工事による影響で移転を余儀なくされたため、仕方ないと判断しました。申請番号3番、4番に関しては、自動車修理工場ということで、修理時の油が気になりましたが、周囲に影響が出ないようにしていることから大丈夫だと判断し、確認印を押しました。

島瀬委員

申請番号5番、6番ですが、どちらも問題はないと思われま

す。

塚田委員

申請番号7番ですが、事務局の説明のとおりであり、ゴミステーションや車の関係もあったため、確認印を押しました。また、周囲の田に影響を及ぼすことはなく、問題はありませ

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めま

す。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第44号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第46号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。

なお、軽微変更の申請の中に五十里委員が当事者となる議案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、農振除外と軽微変更の申請を分けて説明をしていただきます。それでは、事務局からお願いいたします。

事務局

議案第46号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成30年7月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成30年6月15日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が3件と、軽微変更の申請が3件あります。

まず、農振除外から説明します。

受付番号1番。除外願出者は入善町青島〇〇番地の〇〇さん外1名、譲受人は魚津市江口〇〇番地〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、入善地区青島〇〇外1筆、地目はともに田、合計面積は2,998㎡で、除外後の用途は農機具販売店敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、国道8号線の拡幅事業により移転を余儀なくされたものにより農機具販売店が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と借受人は親子です。譲受人の〇〇さんは、現在、入善町入膳西寺田にて農機具販売店及び修理工場を営業していますが、敷地の一部が国道8号線の拡幅工事により買収され、残地では営業ができないため申請地に移転して、農機具販売店・修理工場・資材倉庫並びに従業員及び来客用駐車場を設ける計画です。

申請面積は2,998㎡と、店舗敷地面積、資材置場、駐車場等として利用するための必要最小限の面積であり、下水道にも接続が可能です。また、雨水排水については、公衆用道路と申請地の間に用排水路を設けることで排水を行う予定です。

農機具販売店敷地であり、農業従事者に対し農業用機械を販売・修理を行うことで、農業発展のために貢献すること、また、大型トラックの出入りや修理による騒音等を考慮したときに、申請地が最も適しており、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、主要地方道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約46.1ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は2,998㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて45.8ヘクタールを維持する（農業経営面積0.65%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、雨水排水は、公衆用道路

と申請地の間に用排水路を設けることで排水を行うこととしており、新たに宅地となる面積が2,998㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営ほ場整備事業等の実施済地ですが、昭和48年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町上野〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さん外1名です。除外対象地は、上原地区上野〇〇外1筆、地目はともに田、合計面積は649㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、国道8号線の拡幅事業により移転を余儀なくされたものにより一般住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、現在、入善町上野にて生活していますが、敷地面積924㎡のうち一部が国道8号線の拡幅事業により買収されるため、申請地を〇〇さんから譲り受けて、一般住宅を新築する計画です。

申請面積は649㎡と、農地法施行規則第33条第4号の規定により、本来なら一般住宅は敷地面積がおおむね500㎡を超えないものと定められていますが、今回の国道8号線の拡幅事業等、国の事業の関係でやむなく移転する場合は例外的に既存住宅の範囲内(今回は924㎡)まで認められることとなっているため、申請面積である649㎡は問題ないと考えます。また、産業展示館側の申請地と公衆用道路の間にある農地ではない部分も含めて合計面積890㎡を利用見込みであり、住宅、車庫、駐車場等として利用するための必要最小限の面積であり、下水道にも接続が可能です。

国道8号線の拡幅事業により、移転を余儀なくされ、同地区内で既存地の住宅面積(924㎡)の範囲内での申請であったことから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手(所有等農地面積約56.1ヘクタール)が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は649㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて56.1ヘクタールを維持する(農業経営面積0.12%減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が649㎡であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれ

がないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成10年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号3番。除外願出者は神奈川県鎌倉市雪の下〇〇番地の〇〇さん外3名、譲受人は入善町入膳3255番地の入善町長笹島春人です。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇外4筆、地目は全て田、合計面積は8,538㎡で、除外後の用途は保育所敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、老朽化した飯野保育所、少子化の影響で児童数が10年前の半数となってきた芦崎保育所を廃止して、統合保育所が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

町では、保育所の統合整備を進めており、老朽化した飯野保育所、少子化の影響で児童数が10年前の半数となってきた芦崎保育所を廃止して、統合保育所を整備し、平成32年4月の開所を予定しています。新しい保育所は、既存の飯野保育所の近くであり、飯野地区の中心に位置することや交通の便も良いこと、また、飯野小学校に隣接しており連携もとりやすいことなどから、地域住民から当該地での保育所設置について強い要望もあり総合的に判断して当該地に設置することを計画しています。

申請面積は8,538㎡であり、定員160人の保育所、園庭、駐車場等として利用するための必要最小限な面積です。

保育所敷地であるため、まとまった面積を確保する必要があること、また、連携の点で小学校の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は飯野保育所に隣接し、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地（東狐〇〇、東狐〇〇）は、担い手（所有等農地面積約4.4ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は8,538㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて3.8ヘクタールを維持する（農業経営面積13.7%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が331㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を

満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、3 件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、意見等がないようです。

続きまして、軽微変更の申請の説明をしてもらいますが、先ほども述べたとおり、審議終了まで五十里委員の退席を願います。

（五十里委員退席）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

続いて軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、3 件の申請があります。

受付番号 1 番。変更願出者は入善町東五十里〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町東五十里〇〇番地の〇〇さんです。変更対象地は、入善地区東五十里〇〇、地目は田、面積は 231 m²で、用途区分の変更後の用途は農業用機械格納庫敷地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農業機械を保管する新たな敷地が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、水稻を中心に現在 25ha を経営する農地者です。これまで既存地に農業機械を置いていましたが、風雨や湿気による影響で劣化が進んでいるため、今回新たに農業用機械格納庫を建築する計画となりました。

申請面積は 231 m²であり、トラクターが 3 台、コンバイン、ブームスプレーヤー等を収容するための必要最小限の面積と認められます。

申請目的が農業用機械格納庫敷地であり、農業経営の関係から、既存地に隣接する申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は町道に面し、宅地に隣接し集団的農用地の規模を分断しないことから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約 5.1 ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は 231 m²と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて 5.04 ヘクタールを維持する（農業経営面積 0.46%減）ことがで

きます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

申請地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、農業用機械格納庫敷地として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営かんばい事業等の実施済地ですが、平成 10 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 2 番。変更願出者は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さんで自分の土地を自分で利用するものです。変更対象地は、新屋地区浦山新〇〇の内、地目は田、面積は 364 m²で、用途区分の変更後の用途は農作業所敷地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農作業を行うための新たな敷地が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

譲受人の〇〇さんは、水稻を中心に現在 2.7ha を経営する農地者です。農業経営規模拡大に伴い、既存の農作業所では対応しきれなくなったことやそもそも町道からの導線が長いため、効率的な作業ができなくなったことから、今回新たに農作業所敷地を建築する計画となりました。

申請面積は 364 m²であり、粃タンクや乾燥機、農作業用スペースとして利用するための必要最小限の面積と認められます。

申請目的が農作業敷地であり、農業経営の関係から、既存地に隣接する申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は町道に面し、宅地に隣接し集団的農用地の規模を分断しないこと、残地の耕作について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められる。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、農作業所として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 12 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることか

ら要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号 3 番。変更願出者は入善町春日〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町春日〇〇番地の〇〇です。変更対象地は、横山地区春日〇〇の内、地目は田、面積は 590 m²で、用途区分の変更後の用途は乾燥場兼農機具格納庫敷地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、大型乾燥機を設置するための新たな敷地が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったもののため、農振法第 13 条第 1 項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第 13 条第 2 項第 1 号の要件について説明します。

借受人の〇〇は、水稻を中心に現在 35ha を経営する農地所有適格法人です。現在、各組合員の乾燥機を利用して農作業を行っていますが、経営規模の拡大に伴い、対応しきれなくなったことから、申請地に大型乾燥機を設置した乾燥場兼農機具格納庫を建築する計画となりました。

申請面積は 590 m²であり、乾燥場やもみ設置場、たい肥置場等として利用するための必要最小限の面積と認められます。

申請目的が乾燥場兼農機具格納庫敷地であり、農業経営の関係から、既存地に隣接する申請地が最も適しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第 1 号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第 13 条第 2 項第 2 号の要件についてですが、申請地は町道に面し、宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないことから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第 13 条第 2 項第 3 号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約 35 ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は 590 m²と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて 34.97 ヘクタールを維持する（農業経営面積 0.17%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

申請地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第 13 条第 2 項第 4 号の要件については、乾燥場兼農機具格納庫として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第 13 条第 2 項第 5 号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成 12 年度に工事完了公告を行っており、工事完了から 8 年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、3 件の申請です。よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

質疑、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第46号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定いたします。

(五十里委員入場)

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

まずは、配布物の確認からさせていただきます。お手元に農業制度資金のパンフレット及び農業経営法人化説明会のご案内の資料があると思いますが、ご一読していただきますようよろしくお願いいたします。また、毎月提出の活動日誌ですが、活動した場合は日誌の提出をよろしくお願いいたします。最後に、富山県農業政策に関する政策提案についてですが、今回は7つのことについて提案しようと考えていますが、よろしいでしょうか。

議長(鍋嶋 太郎)

富山県新品種「富富富」について提案したらどうか。

事務局

分かりました。「富富富」のことも記載し、提案します。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

(全員 意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

特にご意見等がないようですので、これをもちまして第12回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、8月6日月曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後3時0分)